

「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定)に対する国税庁の対応方針

21 資格制度

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					国税庁の対応方針
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期			
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	
懲戒処分等の適正な実施 (関係府省)	a 業務独占資格について、主管省庁は、懲戒処分及び公表に当たっての基準をガイドラインや事例集等(根拠法令、通知を含む)で明確にし、それらをインターネット等一般国民にも入手しやすい方法で公開・提供する。	措置			税理士に対する懲戒処分等の基準については、「税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」を策定し、国税庁ホームページ等で公開する。(平成20年3月措置予定)
	b 懲戒理由に該当する場合には、基準に照らして懲戒等の処分を厳格におこない、懲戒等の処分の対象となった者の氏名並びに行為及び処分の内容等の情報を必要とする者が知ることができるように、インターネットを利用する等、官報以外の手段でも公表する。	措置			税理士に対する懲戒処分の対象となった者については、官報公告に加えて国税庁ホームページにおいても公表する。(平成20年3月措置予定)